平成２２年（フ）第５９５号
広島市安佐北区可部町大字桐原939番地の７
債務者　篠田喜八郎
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第６００号
広島市南区段原南１丁目９番14―702号
債務者　池田　　剛
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第７４３号
広島市安芸区瀬野西１丁目19番２号
債務者　上田　紀子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８０１号
広島市安佐南区古市４丁目６番16―201号
債務者　中村　　努
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２０４号
広島県三原市須波１丁目17番19号
債務者　藤田くみ子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
広島県尾道市向東町1958番地11
債務者　布野　千春
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第２６０号
愛媛県松山市別府町184番地３
債務者　池田　直美
１　決定年月日時　平成22年６月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４６号
福岡県宮若市本城2398番地２
債務者　坂口　博文
１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第５４号
福岡県直方市大字頓野399番地８
債務者　久野ヒデ子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６１号
福岡県宮若市磯光590番地53
債務者　照沼　美保（旧姓土崎）
１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第６５号
福岡県直方市溝堀１丁目５番17号
債務者　飯野　浩二
１　決定年月日時　平成22年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２２年（フ）第８７号
福岡県久留米市本町13番地25　ロマネスク六ツ門902号
債務者　足立なるみ
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９０号
福岡県久留米市長門石２丁目２番80―302号
債務者　後藤　秀一
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９１号
福岡県久留米市長門石２丁目２番80―302号
債務者　後藤　政子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１５９号
福岡県久留米市合川町1203番地１　フォーゲル佐々木301号
債務者　高木　祐子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９４号
福岡県久留米市北野町千代島797番地42
債務者　東　　秀秋
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１９９号
福岡県久留米市津福本町1686番地98　セジュール江口102号
債務者　宮本由樹子
１　決定年月日時　平成22年６月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第１１号
宮崎市大工２丁目144番地１　リージングマンションⅠ―402号
債務者　島田　尚子
１　決定年月日時　平成22年６月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
宮崎地方裁判所破産係